

# 社団法人日本口腔インプラント学会 代議員選挙規程

平成22年11月11日制定

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の代議員の選挙に関しては、本会定款第6条第3項から第9項の規定に基づくほかは、この規程による。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙を行うにあたり、中央選挙管理委員会及び各支部に支部選挙管理委員会を設けるものとする。

- 2 中央選挙管理委員会は、委員長、副委員長及び各支部選挙管理委員会の委員長を含む委員若干名をもって組織する。
- 3 支部選挙管理委員会の委員は、各支部に属する正会員とし、その構成や選出等は、支部に一任する。
- 4 理事及び監事は、中央選挙管理委員及び支部選挙管理委員を兼ねることはできない。
- 5 中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会は理事会から独立して運営されるものとする。
- 6 中央選挙管理委員又は支部選挙管理委員が理事又は監事に選出された場合は、委員を辞し、直ちに欠員を補充する。
- 7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。又、前項により補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

(正会員数の確認)

第3条 中央選挙管理委員長は、改選年度の4月1日以降に中央選挙管理委員会を開催し、改選年度の4月1日現在の支部毎の正会員数の確認を行うとともに、支部選出代議員数を決定する。

- 2 中央選挙管理委員長は、支部選挙管理委員会及び支部長に各支部正会員名簿等一式を改選年度の7月20日までに送付する。
- 3 前項に記載する「名簿等一式」とは、支部正会員名簿、支部選出代議員数、選挙人名簿、被選挙人名簿、告示日の通知、定款及び定款施行細則並びに選挙規程及び選挙結果届出用紙等の一式とする。
- 4 改選年度とは代議員選挙が行われる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。

(代議員数の算定)

第4条 前条1項に定める各支部の選出代議員数は、以下の算式により決定する。

各支部より選出される代議員数=10名+240名×各支部の会員数÷法人全体の会員数。

但し、端数は切り捨てとする。

(選挙人の資格)

第5条 代議員選挙の選挙人は、改選年度の5月末日における正会員とする。但し、改選年度の前年度分までの会費について未納がある者（会費未納者）は除外する。5月末日前に所属支部の異動があってもこれを5月末日までに届出がなされない場合、もしくは5月末日以降に異動があった場合には異動先の選挙人として認められない。

(代議員の被選挙権)

第6条 代議員の被選挙権は、前条に定める選挙人資格に加え、第7条4項に定める告示日において正会員歴が通算して6年以上であることとする。

- 2 支部における代議員の被選挙権は、当該支部の都道府県に勤務又は居住している者とする。この区分については定款施行細則第5条第2項の規定を準用する。

(代議員の選出)

第7条 代議員は、前二条の規定により確定した選挙人及び被選挙人の名簿を用いて支部ごとに選挙により選出するものとする。

- 2 支部代議員は、原則として次の二つの所属に区分して選出する。
  - (1) 大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学
  - (2) 一般歯科診療施設・総合病院又はその他の施設
- 3 前項(2)の代議員数は、各都道府県に1名以上配分する。
- 4 各支部は、改選年度の7月末日までに選挙の告示をおこない、その後に選挙を行う。  
なお、告示日は中央選挙管理委員会がこれを定め、第3条3項により各支部へ通知する。

(届出)

第8条 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会へ、前条に定める選挙によって選出された代議員候補者（以下、「次期代議員」という）の名簿を、改選年度の11月末日までに提出する。

- 2 前項により支部選挙管理委員会が提出する名簿には、次期代議員の氏名のほか、代議員選挙の有効投票数、投票結果を記載しなければならない。

(次期代議員の選出の特例)

第9条 第7条にしたがい支部において次期代議員が選出されない場合には、中央選挙管理委員会が代行して選出することができる。

(次期代議員の資格の確認ならびに確定)

第10条 中央選挙管理委員会は、第8条により提出された名簿に基づき、各支部選出の次期代議員の資格を確認する。

- 2 前項において問題がない場合には次期代議員として確定し、これを12月末日までに理事会に報告する。

(代議員の就任及び任期)

第11条 前条により確定した次期代議員は、代議員選挙後最初に開催される定時総会の開催日をもって就任し、その任期は、当該定時総会当日から選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時総会の前日までとする。

(異動による資格維持)

第12条 次期代議員としての期間中又は代議員としての任期中に所属支部の異動があった場合には、異動先の支部所属の次期代議員又は代議員とする。この場合、当該次期代議員は所属支部変更を中央選挙管理委員長に、代議員は所属支部変更を理事長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出を受けた中央選挙管理委員長または理事長は、異動元並びに異動先の支部長へ所属支部変更の通知をするものとする。

- 3 第1項の異動に際し、異動元の次期代議員又は代議員はこれを補充しない。

(補則)

第13条 定款及びこの規程に定めるもののほか、代議員の選出に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第14条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成27年3月15日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、平成27年7月19日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、平成28年12月11日に一部改正し、同日から施行する。
5. この規程は、平成29年5月27日に一部改正し、同日から施行する。
6. この規程は、令和2年9月19日に一部改正し、同日から施行する。
7. この規程は、令和7年3月20日に一部改正し、令和7年4月1日から施行する。